

陳 情 文 書 表

<p>受 理 番 号 ・ 受 理 年 月 日 及 び 件 名</p>	<p>陳情第172号（4. 11. 21） 福祉職員の大幅な増員と賃金の引上げを要請する意見書提出を求める 陳情</p>
<p>陳 情 の 要 旨</p>	<p>下記の事項について、国の関係機関へ意見書を提出すること。 1. 職員を大幅に増やして、労働基準法等の法令違反を無くし、安心・安全な福祉職場が実現できるようにすること。 2. 福祉労働者の賃金水準を少なくとも全産業平均にまで引き上げ、健康で文化的な生活を保障できるようにすること。</p>
<p>陳 情 者 の 住 所 及 び 氏 名</p>	<p>神戸市中央区 全国福祉保育労働組合兵庫地方本部神戸支部 上 岡 美 奈</p>
<p>送 付 委 員 会</p>	<p>福祉環境委員会</p>

令和4年11月21日

神戸市議会議長  
植中 雅子 様

陳情団体 全国福祉保育労働組合  
兵庫地方本部神戸支部

陳情者 上岡 美奈 (印)

団体住所 〒  
神戸市中央区

電話：

## 福祉職員の大幅な増員と賃金の引上げを求める陳情書

### 1. 陳情趣旨

日頃より社会福祉施策などの向上にご尽力いただき、ありがとうございます。

コロナ禍が長くつづくなかでも、介護、障害福祉などの福祉職員は、いのちを守り社会を支える役割を果たしつづけています。エッセンシャルワーカーとしての認識が広がり、政府の統計でも全産業平均の4分の3、ほどにとどまっている賃金水準の引き上げを求める声が高まっています。

世論と運動に押されて、政府は2022年2月から福祉職員に対する賃上げ施策を講じましたが、規模も対象も不十分です。求められているのは、すべての福祉職員を対象にして基本給（非正規雇用の時給や日給を含む）を大幅に引き上げることができる政策です。

また、職員数が少ないために、現場ではさまざまな困難が生じています。所定労働時間のほとんどは利用者への直接対応をしているため、事務仕事は休憩中や時間外におこなわざるを得ません。年次有給休暇も取りづらく、健康を維持しながら仕事と生活を両立させることができません。利用者の安全・安心を保障して必要な支援を継続的に行い、福祉の現場で働き続けるには、常勤の職員が足りません。

福祉労働は女性がおこなう家事の延長とされ、賃金・労働条件が低く抑えられてきましたが、ジェンダー平等の社会にむけて、福祉職員の社会的地位を向上させることが必要です。

憲法25条に基づいて、市民の権利を保障し、福祉増進の責任を果たすよう、以下の実現を強く求めます。

### 2. 陳情項目

- (1) 職員を大幅に増やして労働基準法等の法令違反をなくし、安心・安全な福祉職場が実現できるよう、国に意見をあげてください。
- (2) 福祉労働者の賃金水準を少なくとも全産業平均にまで引き上げること、健康で文化的な生活を保障できるよう、強く国に意見をあげてください。

書

以上